

## 多摩市教育委員会告示第 17 号

第二次多摩市読書活動振興計画有識者会議設置要綱を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日

多摩市教育委員会

教育長 千葉 正 法

## 第二次多摩市読書活動振興計画有識者会議設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市の読書活動振興の指針となる(仮称)第二次多摩市読書活動振興計画(第二次多摩市読書活動振興計画策定委員会設置要綱(令和 6 年多摩市教育委員会告示第 16 号)第 1 条に規定する第二次多摩市読書活動振興計画をいう。以下「第二次計画」という。)の策定に当たり、有識者、市民等の意見を反映させるため、第二次多摩市読書活動振興計画有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 第二次計画の案の方向性、施策等について
- (2) 前号に掲げるもののほか、第二次計画の策定に関し必要と認める事項

(構成)

第 3 条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命するもの(以下「委員」という。) 13 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 二人以内
- (2) 公募市民 二人以内
- (3) 多摩市図書館協議会会長
- (4) 図書館活動に関するボランティア活動を行う団体を代表する者 一人
- (5) 多摩市立小学校校長 一人
- (6) 多摩市立中学校校長 一人
- (7) 私立幼稚園園長 一人
- (8) 私立保育園園長 一人
- (9) 障害者福祉関係団体を代表する者 一人
- (10) 地域資料に関し識見を有する者 一人
- (11) 教育部長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

2 委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 有識者会議の会議は委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。